奈良県委託訓練事業 長期高度人材育成コース実施業務について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和7年11月20日

奈良県知事 山下 真

## 1 委託業務の概要

(1) 奈良県委託訓練事業 長期高度人材育成コース実施業務 長期高度人材育成コース(2年間)

開講地域	最大提案可能定員・訓練科・開講月
奈良県全域	44名 介護福祉士養成科:4月(8名×1 コース) 言語聴覚士養成科:4月(13名×1 コース) 幼稚園教諭・保育士養成科:4月(7名×1 コース、6名×1コース) 美 容 師 養 成 科:4月(10名×1 コース)

- ※1最少提案可能人数は、介護福祉士養成科が8名、言語聴覚士養成科は13名、幼稚園教諭
  - ・保育士養成科6名、美容師養成科は10名とする。
  - (2)委託業務の内容

公告の日から令和7年12月4日(火)15時までの間に、奈良県人材・雇用政策課ホームページにより交付する仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和10年3月31日(金)まで

(4) 契約金額の上限

仕様書のとおり

※本事業は、「国との協議が整うこと」及び「国及び奈良県の令和8年度奈良県予算の成立」を前提に事業化される停止条件付き事業です。そのため、国との協議が整い、奈良県予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

また、事業者決定後に厚生労働省の「委託訓練実施要領」が改正となった場合には、仕様書等が変更となり、その改正内容に従っていただくことになります。

## 2 参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分理解し、円滑に遂行できる者で、次の項目の 全てに該当するものとする。

- (1) 日本国内に営業所または、事業所を有していること。
- (2) 奈良県に納税義務の生じた県税を滞納していない者。ただし、県内に営業所又は 事務所を有しない者にあっては、奈良県委託訓練事業企画提案提出時前の一年前に おいて本店の所在する都道府県に納税義務の生じた事業税を滞納していない者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当していない こと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団、暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (10)教育訓練機関のこれまでの入校実績等を鑑み、安定した事業運営が可能と認められること。具体的には、受託しようとするカリキュラムと同等の教育訓練を1年以上 実施しており、入校実績・修了実績を有する者で且つ、訓練を効果的に指導、運営できる専門知識、能力を有していること。
- (11) 事業を適切に運営できる組織体制、職員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を提案する訓練の開講日より3ヶ月前の応当日から委託契約終了日までの間、所有又は賃貸借契約等により常に使用できる状態であること。具体的な内容については、別添仕様書の定めに従うこととする。
- (12) 奈良県内に所管大臣等が指定した各訓練科の養成施設 (2年課程) を有し、各訓練 科の養成に係る2年課程の教育訓練を公共職業訓練として令和8年4月に開講が可能 な者であること。
- (13) 次のいずれの事項にも該当しない者であること。
- ① 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となった 者であって、当該事実が判明した日から3年を経過していない者
- ② 奈良県が行う就職状況調査において不正受給となった者であって、当該不正受給の対象となった委託契約締結日から5年を経過していない者
- ③ その他公共職業訓練の委託先として明らかに適性を欠くと奈良県が判断した者又は判断する者
  - (14) 教育訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を 侵害することがないような管理・運営を行うことができる機関であること。
  - (15) 本事業の実施にあたり、奈良県との打合せなどに適切に対応できること。
  - (16) 法令等の規定による官公署の免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。
  - (17) 提案しようとする訓練科において、直近の就職率実績又は直近2年の平均の就職 率実績が、以下のとおりであること。

訓練科	就職率の実績要件		
介護福祉士養成科 幼稚園教諭·保育士養成科	受託実績 あり	「長期高度人材育成コース(旧・資格取得コースを含む。)」の訓練生の就職率が80%以上	
	受託実績 なし	訓練を行おうとする既存の学科・コースの一般の受講生 (学生)の就職率が80%以上	
言語聴覚士養成科 美容師養成科	受託実績あり	「令和5年度入校・長期高度人材育成コース」の訓練生の 正社員就職率が80%以上 又は、上記正社員就職率と訓練を行おうとする既存の学 科・コースの一般の受講生(令和4年度入学の学生)の正 社員就職率の平均が80%以上	
	受託実績 なし	訓練を行おうとする既存の学科・コースの一般の受講生 (学生)の正社員就職率が80%以上	

※就職率実績が上記要件に該当しない場合においても、前年度までに実施していた訓練コースが設定できないことにより、地域の訓練ニーズに対応できなくなる場合は、別途国との協議により参加が認められる場合がある。

## 3 契約候補者の選定方法

「奈良県委託訓練事業に係る企画提案公募要領」に基づき提出された企画書等について 評価を行い、契約候補者を選定する。

- 4 申請書類様式を交付する日時及び方法
- (1) 日時 令和7年11月20日(木)から令和7年12月4日(火) 10:00~12:00、13:00~17:00

\* (最終日は15:00まで)

\*土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(2) 方法 別添の「奈良県委託訓練事業企画提案に係る参加申込書」(様式1) を以下の提出先にE-Mailした者に対して、E-Mailにより交付を行う。 ※E-Mail送信後、電話連絡すること。(電話0742-27-8834)

奈良県 産業部 人材·雇用政策課 人材育成係

E-Mail: koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp

- (3) 留意事項 企画提案に参加を希望する者は、必ず参加申込書を提出すること。
- 5 企画提案に係る説明会 実施しません。
- 6 企画書募集に対する質問の受付及び回答
- (1) 受付先 奈良県 産業部 人材·雇用政策課 人材育成係

 $E\text{-}M\ a\ i\ l\ : \underline{koyo\text{-}nokai@office.pref.nara.lg.jp}$ 

※E-Mail送信後、電話連絡すること。(0742-27-8834)

- (2) 受付期間 令和7年11月27日(木) 15時まで
- (3) 受付方法 E-Mailで質問票(A4版、様式自由)を受け付ける。
- (4)回答 令和7年12月3日(水)までに、奈良県 人材・雇用政策課ホームページ での公開により回答する。
- 7 企画書の提出期限等
- (1) 提出期限 令和7年12月12日(金) 12時
- (2)提出先 奈良市登大路町30番地 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材育成係(奈良県庁6階)
- (3) 提出方法 直接提出(持参)とする。詳細は「奈良県委託訓練事業に係る企画提案公募要領」に従うこと。
- 8 企画書の無効

本公示に示した企画提案参加資格を満たさない者、その他の提案参加の条件に違反した者の企画書は、無効とする。

## 【問い合わせ連絡先】

所 在 地:奈良市登大路町30番地

部署及び担当: 奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材育成係

電 話:0742-27-8834

E-M a i 1: koyo-nokai@office.pref.nara.lg.jp